

町田市におけるウォーターPPP 導入に関する検討状況

令和7年12月1日

町田市 下水道部 下水道経営総務課



目次

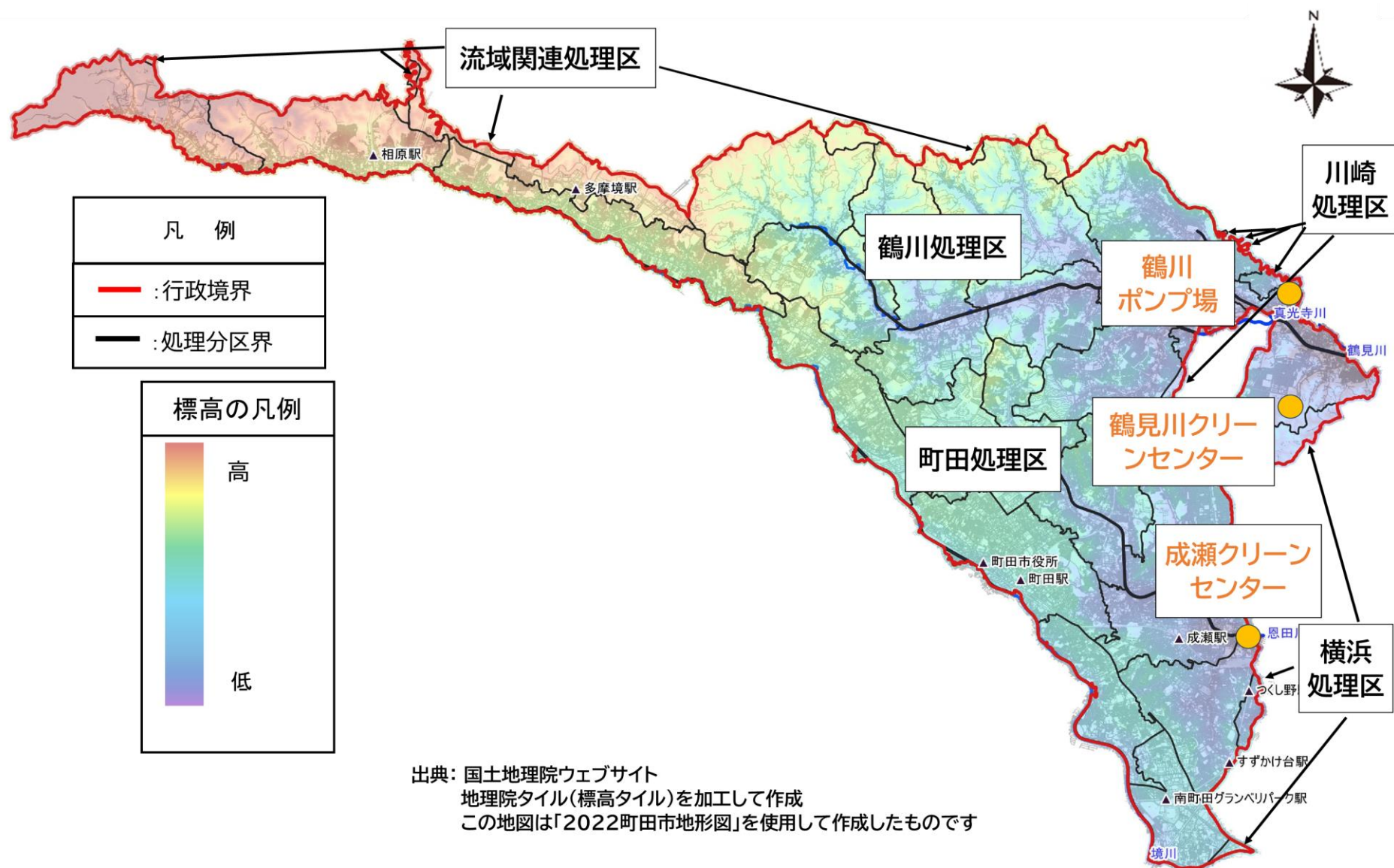
1. 町田市下水道事業の概要
2. 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性
3. ウォーターPPP取り組みの現状
4. スキーム(案)の提示
5. サウンディングの目的
6. 今後の予定について
7. サウンディング協力をお願い
8. 町田市ウォーターPPP 事業パッケージ

1. 町田市下水道事業の概要

1 町田市下水道事業の概要

- 当市の下水道事業は、1964年度の鶴川団地の開発とともに始まり、1971年度の町田駅周辺の事業着手で本格化しました。
- 下水道の排除方式は、汚水と雨水を別々に排除する「分流式」を採用しています。
- 1964.11 下水道事業認可
- 1977.10 成瀬クリーンセンター供用開始
- 1990.02 鶴見川クリーンセンター供用開始
- 1990.04 鶴川ポンプ場供用開始

1 町田市下水道事業の概要



1 町田市下水道事業の概要

下水処理場基本情報

施設名	成瀬クリーンセンター	鶴見川クリーンセンター	鶴川ポンプ場
所在地	町田市南成瀬八丁目1番地1	町田市三輪緑山一丁目1番地	町田市三輪町284番地1
処理開始年月日	1977(昭和52)年 10月	1990(平成2)年 2月	1990(平成2)年 4月
敷地面積	52,400m ²	201,100m ²	5,450m ²
処理方式	りん除去型硝化内生脱窒法(4池) 標準活性汚泥法(6池) 嫌気無酸素好気法(2池)	標準活性汚泥法(8池) 嫌気無酸素好気法(2池)	—
計画処理人口	251,000人	163,540人	15,370人
現有処理能力 (日最大)	113,200m ³ /日	57,800m ³ /日	5,328m ³ /日

※2024年度 下水道事業概要より

1 町田市下水道事業の概要

汚水処理区別計画面積

種別	処理区名	全体計画(ha)	事業計画(ha)
単独 公共下水道	町田	2,622.19	2,622.19
	鶴川	4,072.62	2,606.33
	横浜	85.40	36.50
	川崎	47.40	45.40
	計	6,827.61	5,310.42
流域関連 公共下水道	南多摩	239.08	168.56
	浅川	15.50	—
	計	254.58	168.56
合計		7,082.19	5,478.98

※ 町田市公共下水道事業計画変更届出書(第34回変更)2024年度より

1 町田市下水道事業の概要

雨水排水区別計画面積

種別	排水区名	全体計画(ha)	事業計画(ha)
単独 公共下水道	境川	1,899.15	1,510.75
	恩田川	1,788.11	1,788.11
	鶴見川	3,057.99	1,959.99
	横浜	119.20	70.30
	川崎	95.50	46.80
	多摩	38.00	—
	八王子	84.24	33.52
合計		7,082.19	5,409.47

※ 町田市公共下水道事業計画変更届出書(第34回変更)2024年度より

1 町田市下水道事業の概要

管渠等概要

種別	管渠延長 (km)	マンホール ポンプ (箇所)
污水管	1,324	35
雨水管	348	—
合計	1,672	35

※ 2023年度 下水道事業概要より

管渠の耐用年数50年を超える管渠は、現在、約15%ですが、10年後には約30%、20年後には約55%となり、半数が耐用年数を超えることとなります。また、30年後には、整備ピーク時期の管渠が布設後50年を超過することで、耐用年数を超える管渠の割合は約85%になります。よって、ストックマネジメント手法による計画的な改築更新事業を行う必要があります。

2 町田市におけるウォーターPPP

取り組みの必要性

2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

ウォーターPPPは、職員不足、施設の老朽化、水道料金や下水道使用料収入の減少等、地方公共団体の抱える課題を解決し、上下水道分野の持続性を向上させるためのひとつの有効な手段です。

(下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版 より)

■アクションプランにおけるウォーターPPP事業化の目標件数

分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉
水道	100件
下水道	100件
工業用水道	25件

国は令和5年に決定した「PPP/PFI推進アクションプラン」において、多様な官民連携の拡大・加速化のため**ウォーターPPP**の活用を位置づけており、**下水道分野における官民連携手法の導入を推進**しています。

出典：PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の概要：内閣府HP

2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

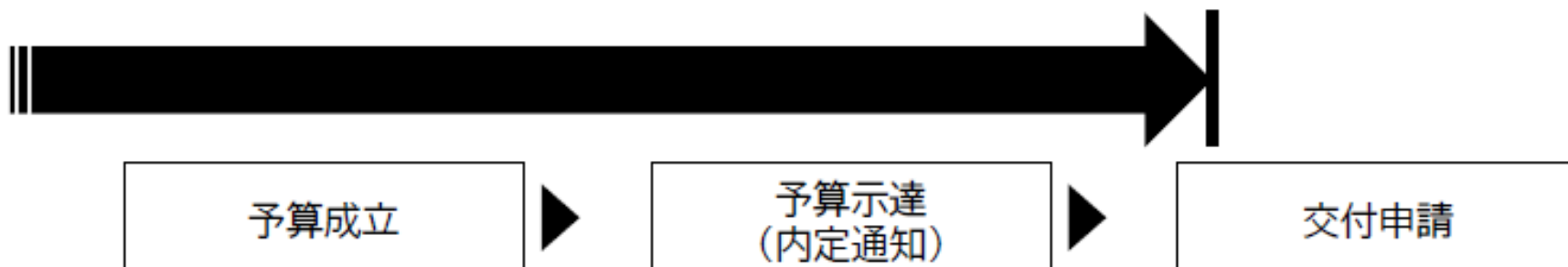
污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、
**ウォーターPPP 導入を決定済みであることを
令和9年度以降に要件化する。**

(下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0版 より)

ウォーターPPPに取り組まない場合、
国費支援を受けることができなくなる

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要



2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

ウォーターPPPの概要[管理・更新一体マネジメントの要件]

公共施設等運営事業(コンセッション事業)[レベル4]

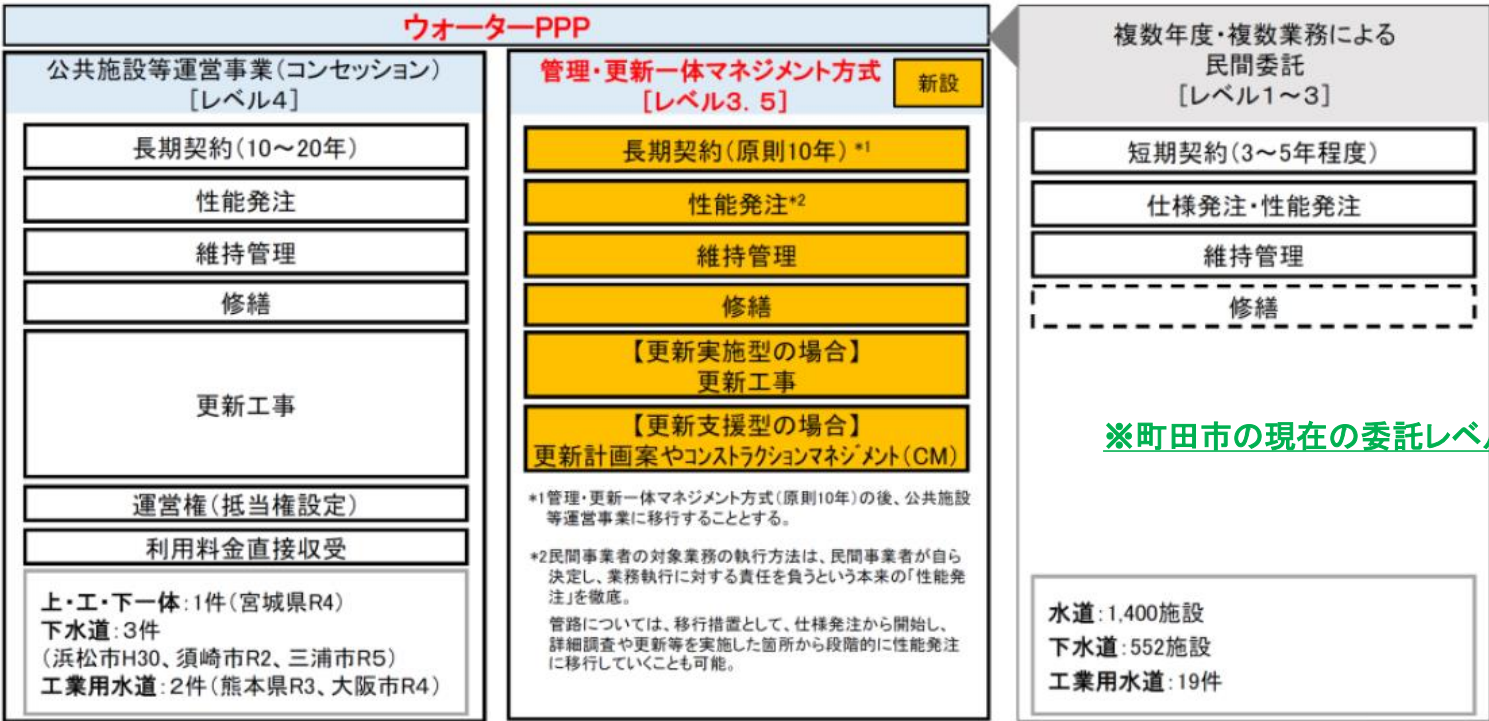
・自治体が施設の所有権を保有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式

管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]

・コンセッションに準ずる効果が期待できる官民連携方式

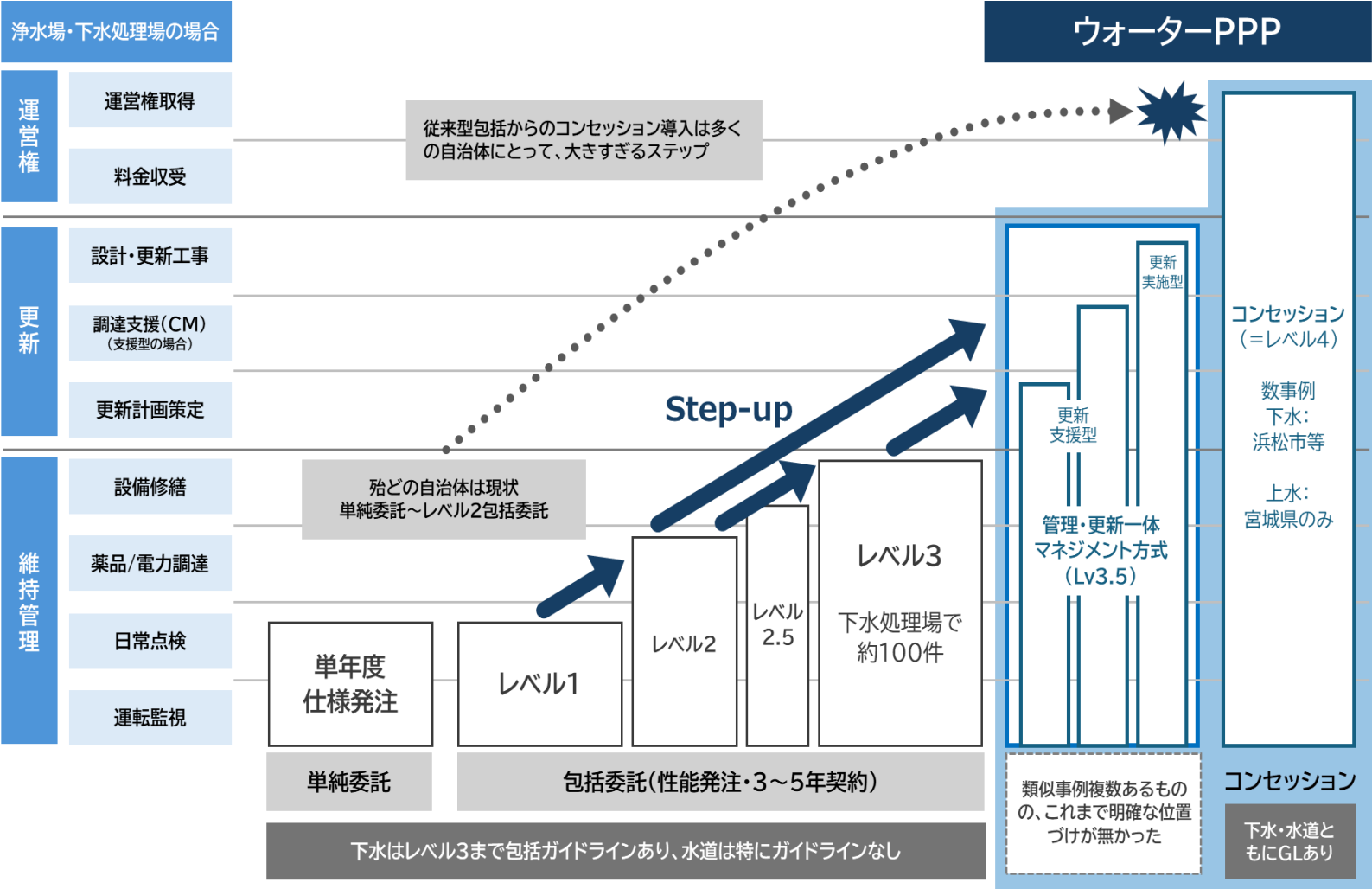
(下記4要件を満たす民間委託)

①長期契約 ②性能発注 ③維持管理と更新の一体のマネジメント ④ プロフィットシェア



2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

各種手法のなかでのレベル3.5の位置づけ



2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

ウォーター P P Pレベル3.5の4要件

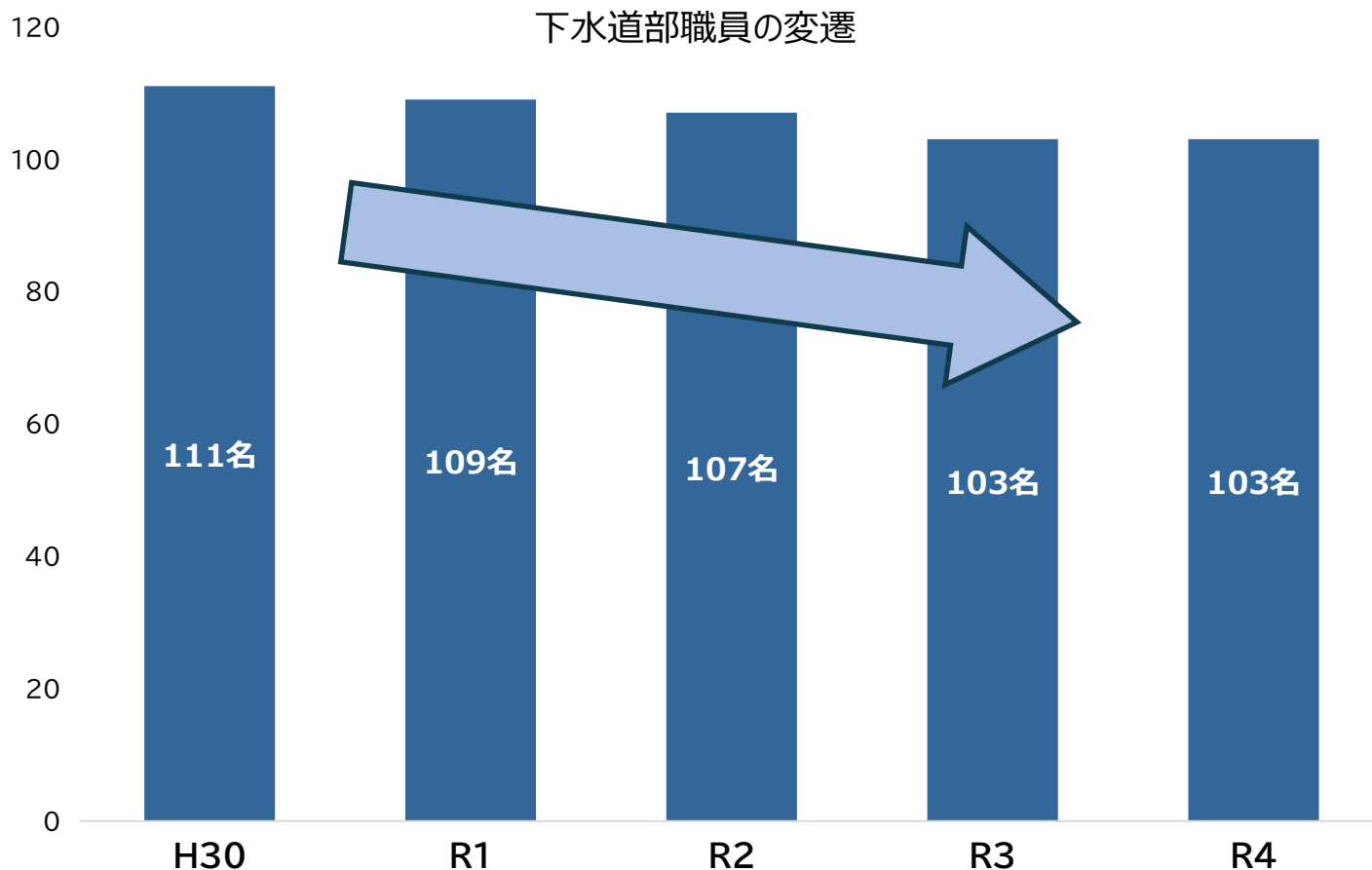
1	維持管理と更新の一体マネジメント	維持管理と更新【改築や計画等】一体化(更新実施型or更新支援型)
2	長期契約	原則10年
3	プロフィットシェア	事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進する仕組み
4	性能発注	性能発注を原則とするものの管路については、移行措置として、仕様発注から開始も可

2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

町田市下水道事業の課題【ヒト】

下水道に携わる職員数は減少傾向

- ・一方、施設の老朽化に伴い業務量は増加
- ・市職員の減少(特に技術職員)⇒技術力の確保・技術継承が課題

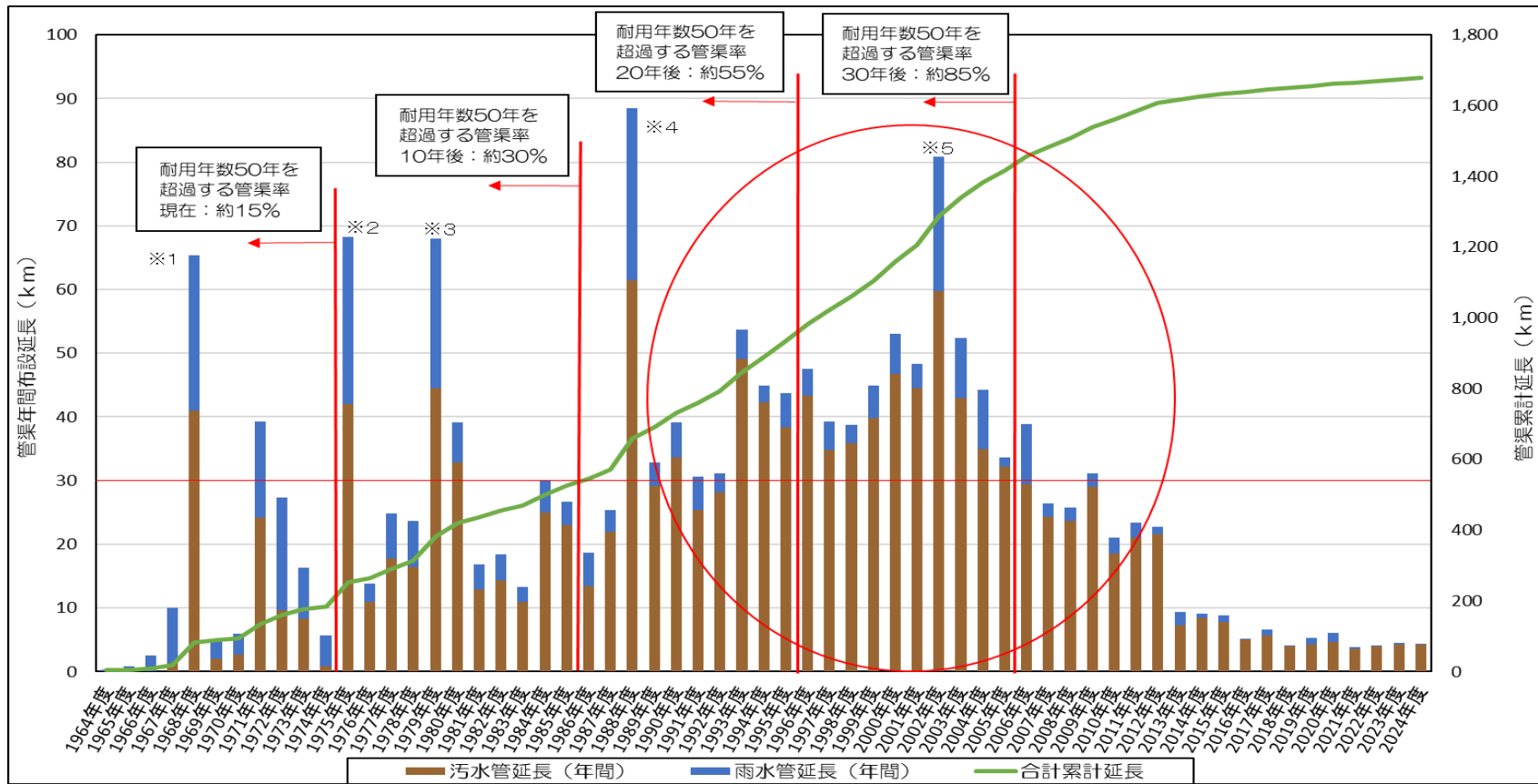


2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

町田市下水道事業の課題【モノ】

布設後50年を超える管渠が急増

- 施設の老朽化の進行に対して適切な対応が必須
- 事業費の平準化に向けた更新計画の立案が必要



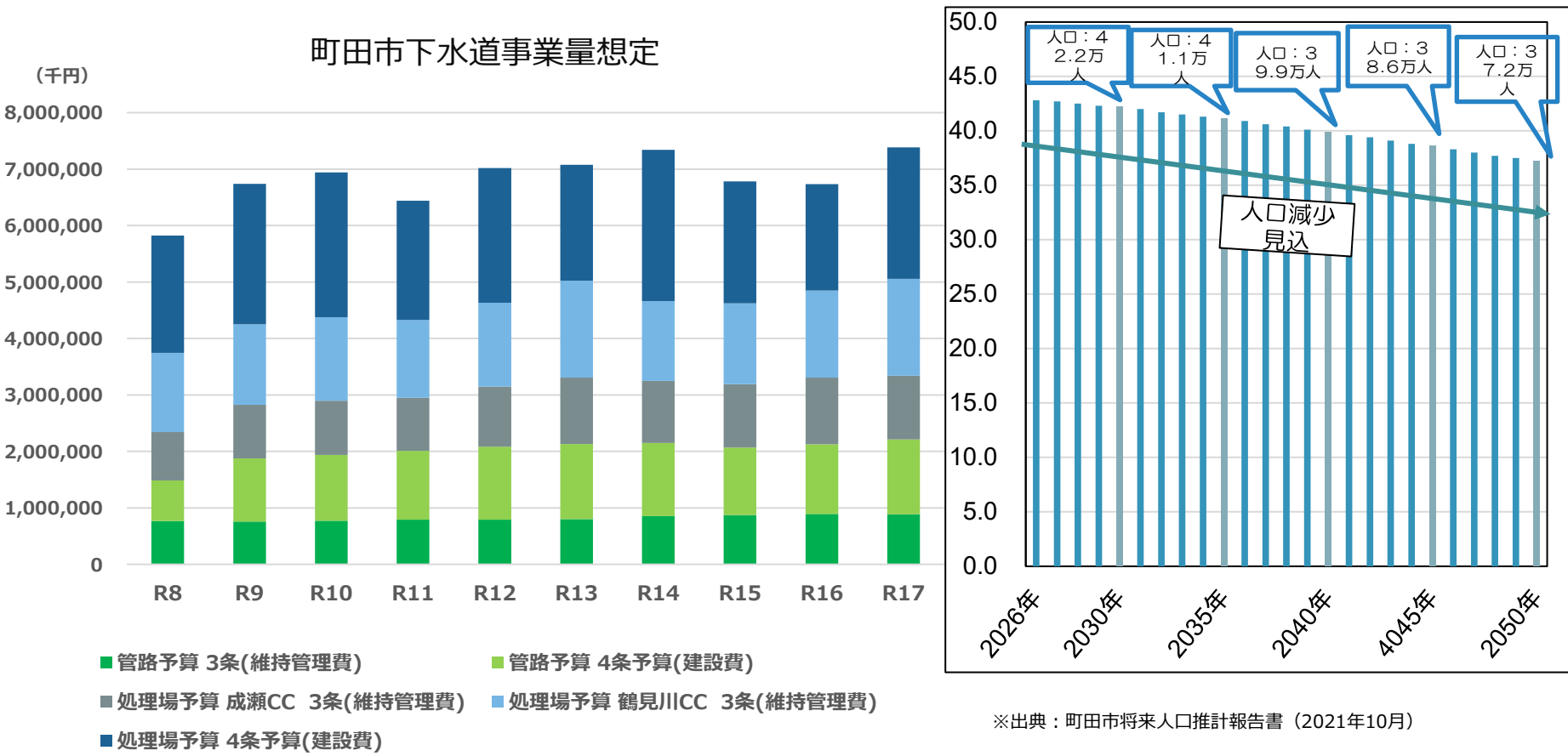
管渠整備状況と耐用年数50年を超える管渠率

2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

町田市下水道事業の課題【力ネ】

維持管理費・建設費は**継続的に増加**

- ・一方で、人口減少に伴い**下水道使用料収入の減少**
- ・物価上昇等により**財政状況は今後より厳しくなっていく**

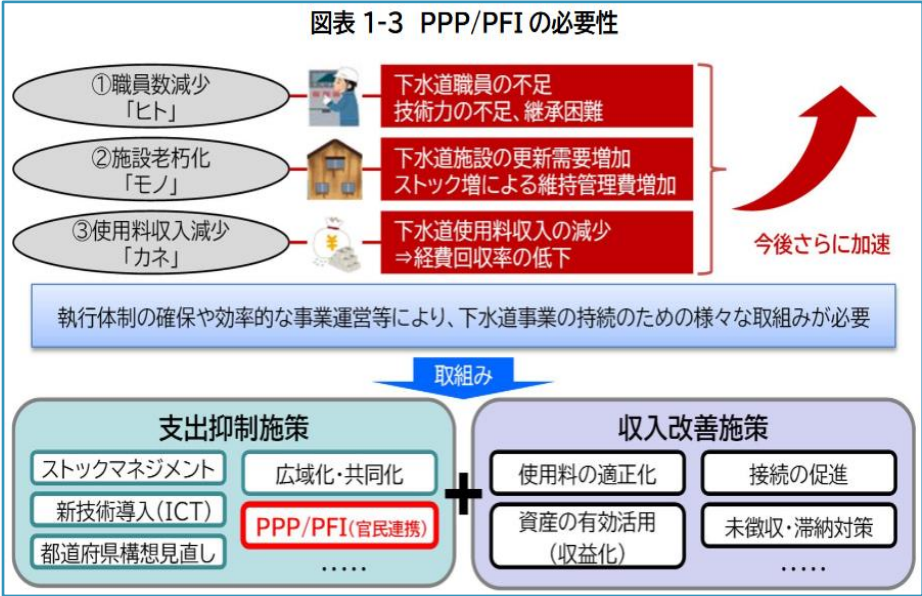
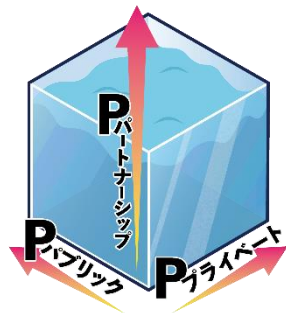


2 町田市におけるウォーターPPP取り組みの必要性

課題解決の手段【官民連携】

下水道事業の課題

- ・技術職員の減少に伴う技術力の維持・継承
- ・下水道施設の老朽化の進行
- ・管理費の増加と使用料収入減少



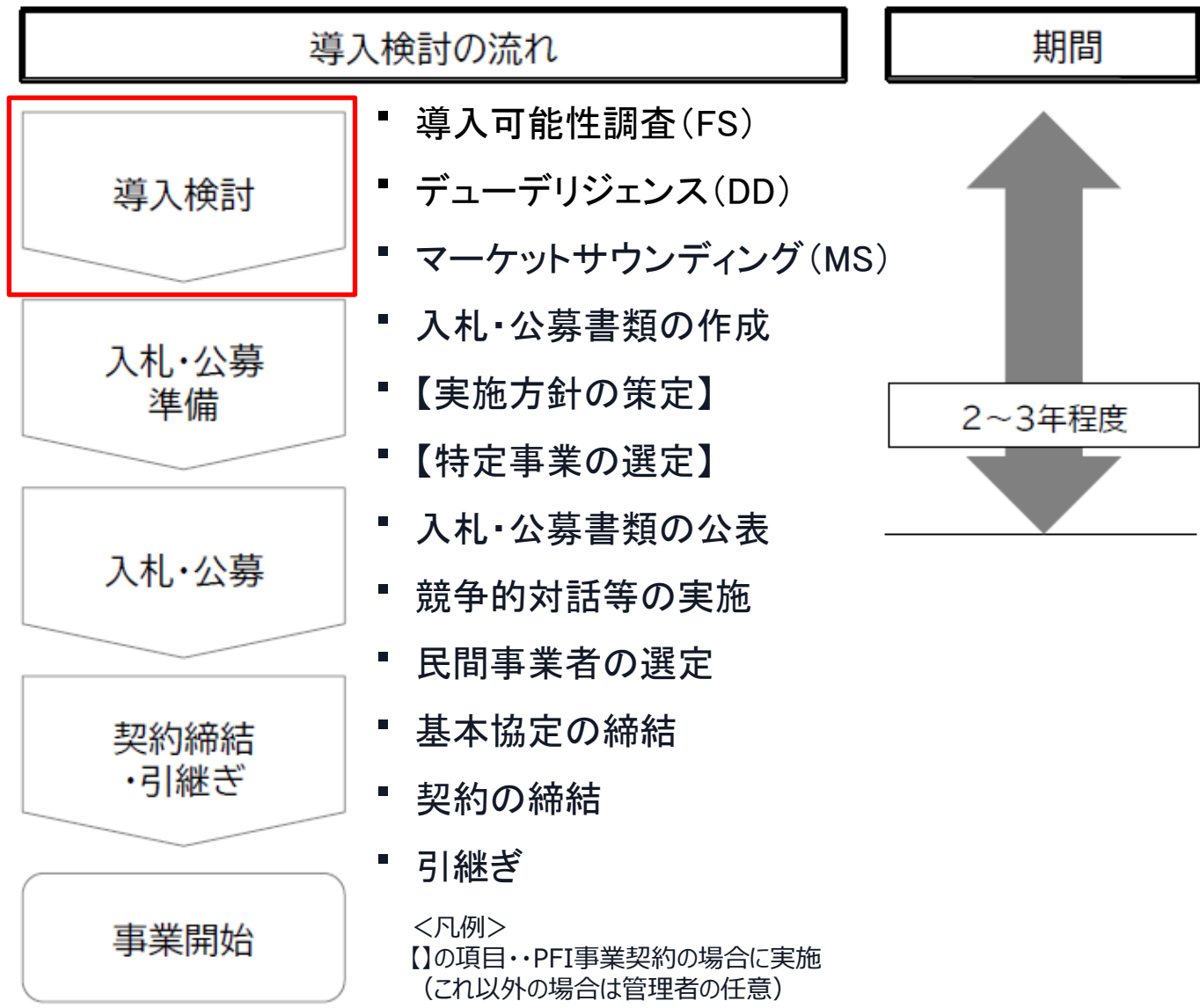
期待

出典：下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン第2.0版

- ・民間が持つ**技術力の活用**で適切な対応を可能に
- ・「**事後保全型**」から「**予防保全型**」の維持管理へ
- ・維持管理の効率化で**持続可能な下水道事業**に

3 ウォーターPPP取り組みの現状

3 ウォーターPPP取り組みの現状



(下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第2.0版より 一部変更)

3 ウォーターPPP取り組みの現状

町田市は

ウォーターPPP導入の必要性から、令和6年度に

「町田市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託(その1)」

にて、導入可能性調査の検討を開始

業務範囲(案)

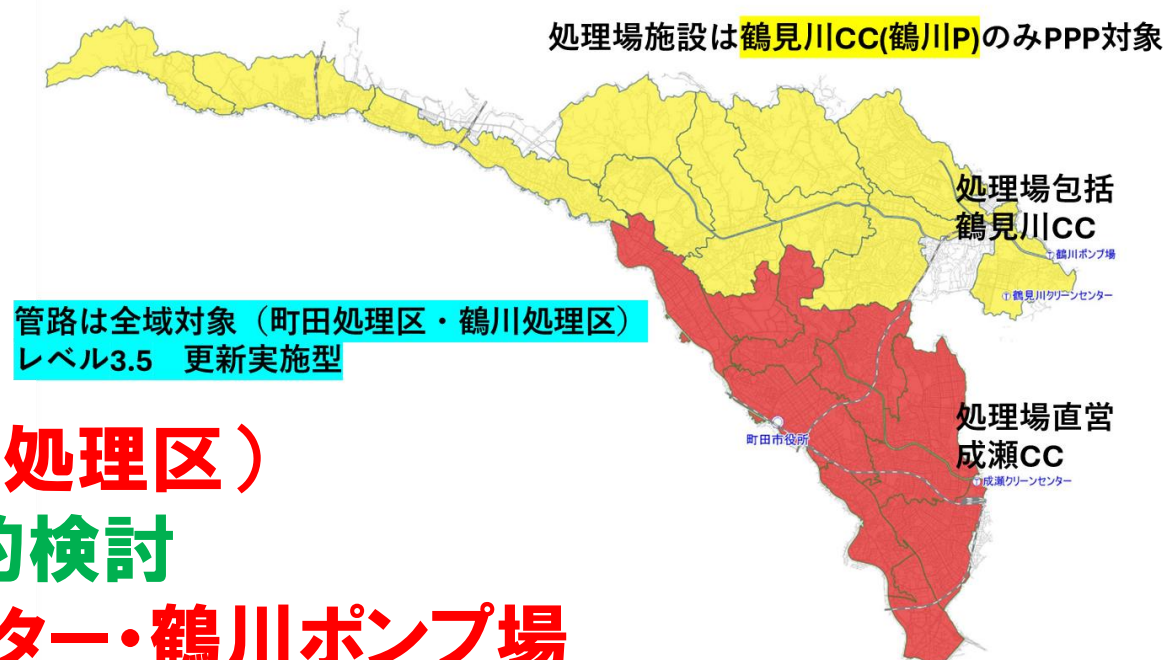
- 管路施設

全域を対象

(町田処理区、鶴川処理区)

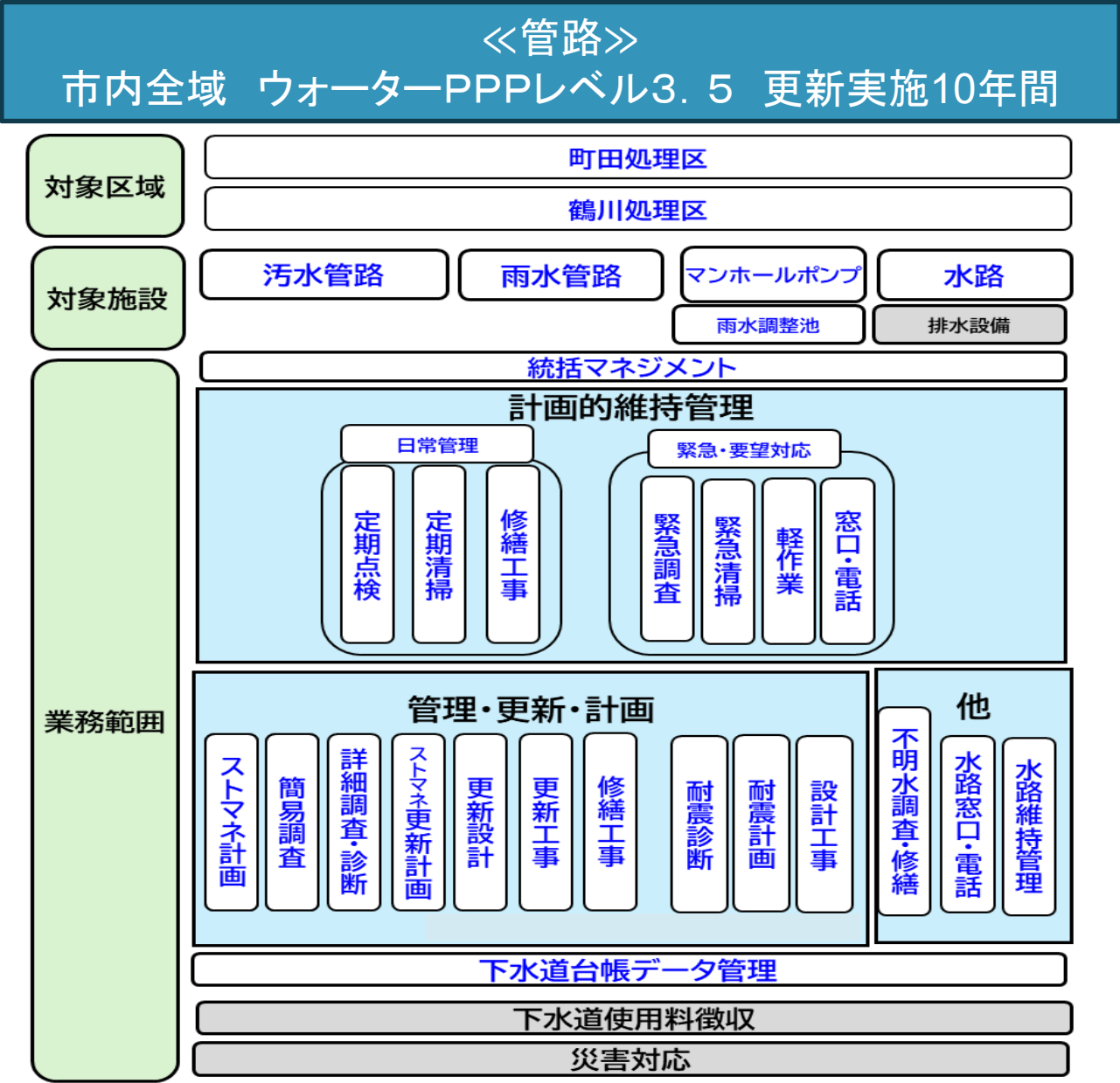
- 処理場施設 段階的検討

鶴見川クリーンセンター・鶴川ポンプ場
包括民間委託を検討



4 スキーム(案)の提示

4 スキーム(案)の提示



業務エリア
+
業務範囲

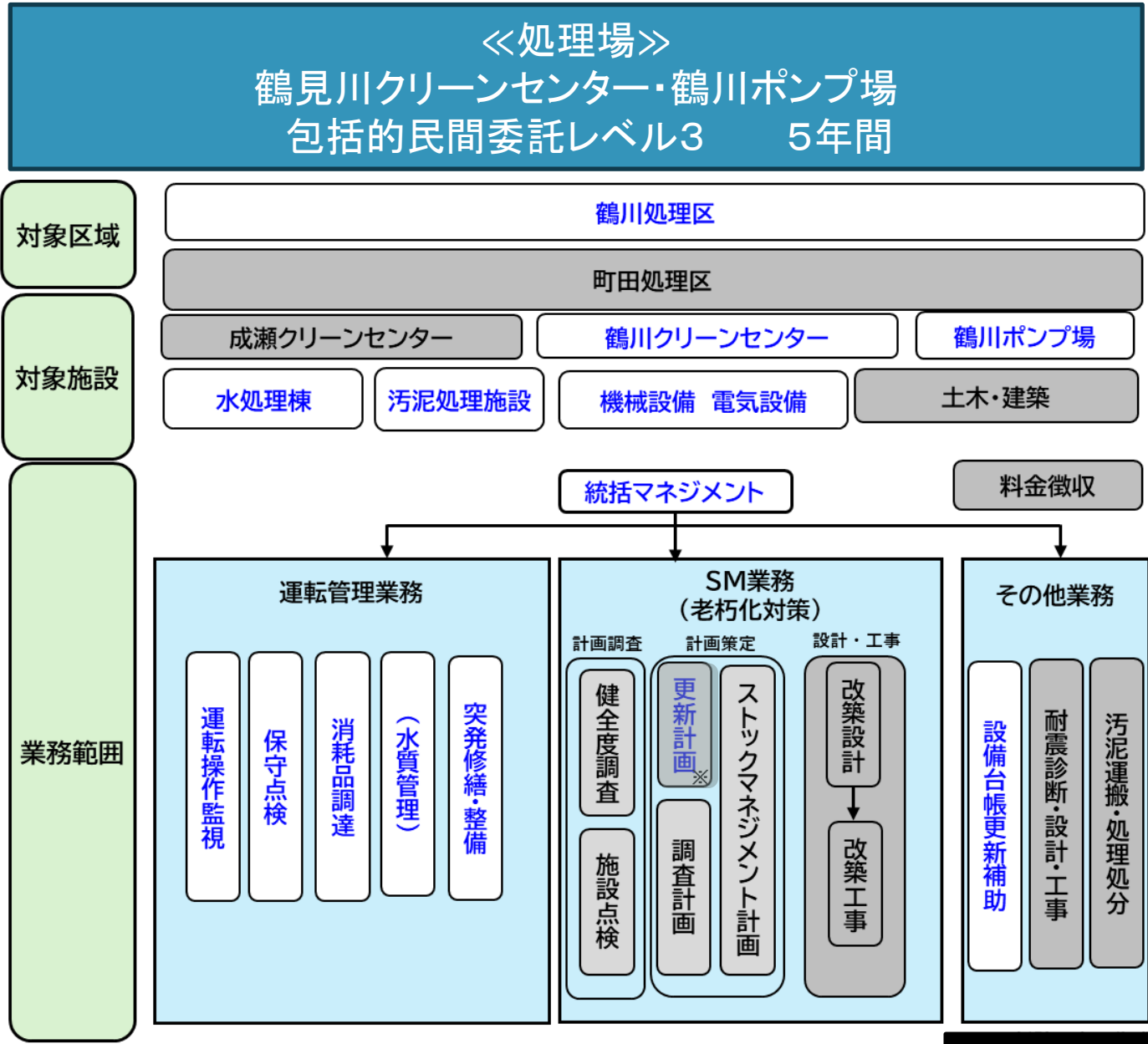
(案)

【凡例】

あ 業務対象

あ 業務対象外

4 スキーム(案)の提示



業務エリア
+
業務範囲

(案)

【凡例】

- あ 業務対象
- あ 業務対象外

5 サウンディングの目的

5 サウンディングの目的

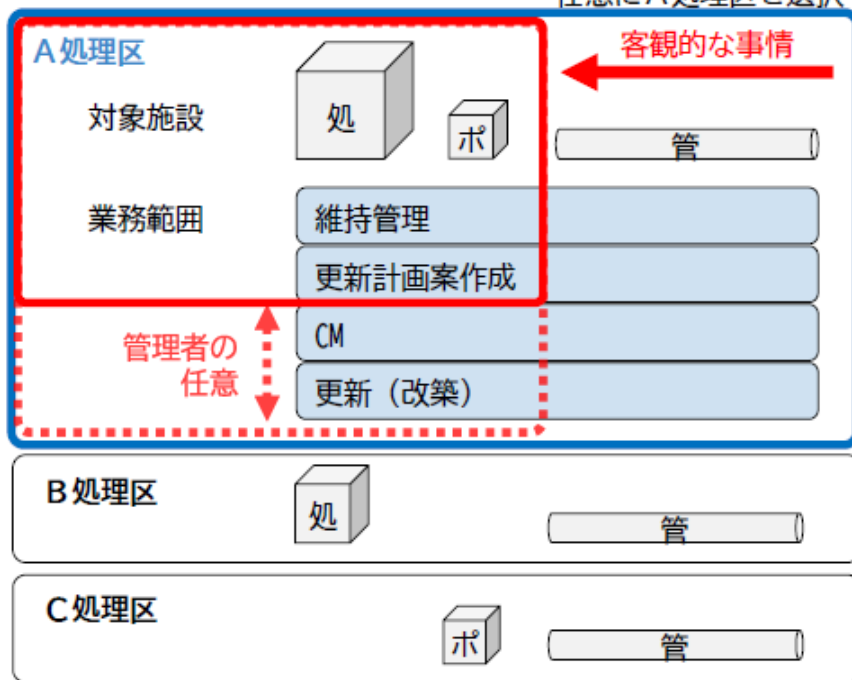
入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

客観的な情報としては、例えば、導入可能性調査(FS)や、**マーケットサウンディング(MS)**の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる。

(出典:下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン2.0版より)

図表 3-6 すべての施設等を対象範囲に設定しない場合

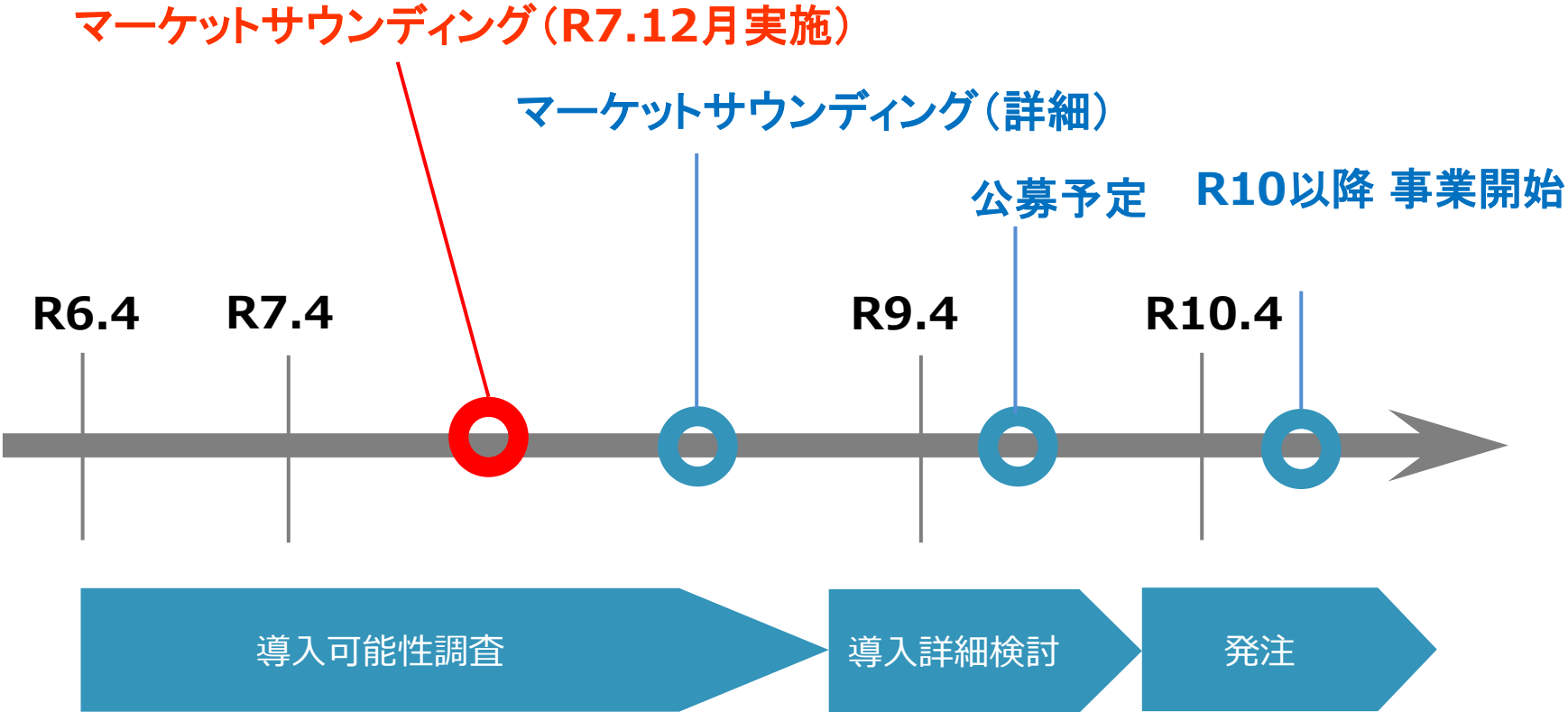
：導入検討開始時点 ：入札・公募開始時点【イメージ】
地方公共団体（管理者） 任意にA処理区を選択



6 今後の予定について

6 今後の予定について

業務範囲・対象施設などに関するご意見をお伺いするものです。



※管路(市内全域)については、上記スケジュールで導入を目指しますが、処理場(鶴見川CC・鶴川ポンプ場)は更新計画や設備特性を踏まえ、管路とは異なる導入スケジュールとなる可能性があります。

7 サウンディング協力のお願い

7 サウンディング協力のお願い

町田市ウォーターPPPへの参画を 前提にマーケットサウンディングの アンケートを実施。

【アンケート内容】

・貴社の情報

（官民連携事業への参入実績 等）

・本事業への関心

・ウォーターPPP事業へ参入するにあたり、
貴社が参画される場合について業務領域、
範囲についての意見

等

町田市公共下水道 ウォーターPPP導入に関するアンケート調査 実施要領／注意事項

1.目的

- ・国は、上下水道事業などの水分野における官民連携の導入を促進するため、2023年6月に「PPP/PFI推進アクションプラン」を改訂し、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含む「ウォーターPPP」の推進を図ることにしました。特に下水道事業においては、ウォーターPPPの導入が令和9年度以降の汚水管改築にかかわる交付金の要件となることが、併せて示されています。
- ・本アンケート調査は、本市においてウォーターPPP等の官民連携手法の導入を検討するにあたり、民間事業者から広くご意見・ご要望を求めたいと考え、実施させていただくものです。本調査の結果は、今後の導入可能性検討等を進めていく上での参考とさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2.注意事項

- ・本調査の回答は、1法人1回答としてください。
- ・本調査の対象者は、本市の公共下水道におけるウォーターPPPの導入に関心のある企業とします。
- ・本調査は、今後の本市におけるウォーターPPPの導入を含め、いかなる発注、計画等が行われることを保証するものではありません。
- ・本調査への参加、各々の質問に対する回答は、完全に任意であり、回答の有無、内容、価値、後日の内容や意思の変化等が、今後の調査や事業者選定プロセスに影響することはありません。
- ・本調査で回答された意見や提案が、必ず公募内容や入札契約条件に反映されることを保証するものではありません。
- ・本調査の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。ただし、公表に当たっては、調査対象者の氏名・企業名等の特定がなされない形で公表し、企業ノフバワに除る内容は公表しません。
- ・アンケート期間中、設問についての問い合わせには応じることはできません。

3.スケジュール

日	時	内	容
令和●年●月●日		アンケート提出期限	
令和●年●月●下旬(予定)		アンケート結果公表	

4.アンケート送付先

〇〇市下水道課（仮）
担当：△△△△
住所：
TEL：
Mail：

8 町田市ウォーター-PPP 事業パッケージ

(参考)

ウォーターPPP事業体イメージ(管路)

